

(3) 開発行為

<ねらい・目的>

地形の変更を伴う開発行為は景観に大きな影響を与えることから、できる限り地形の変更を抑えたり、周辺と調和する樹木を多く植栽する等、開発行為における地形・擁壁・のり面、緑化に関する基準を設けています。

① 地形、擁壁・のり面

できる限り行為前の地形を活かしたものとする。

地区区分

すべて

擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。

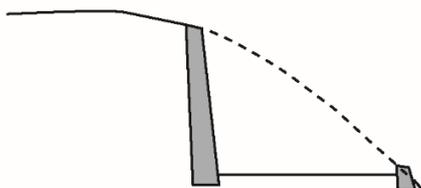
地区区分

すべて

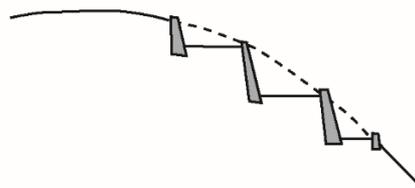
< 解説 >

ポイント①：できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないように擁壁・のり面を分節化し、緑化しましょう。

【避けるべき例】

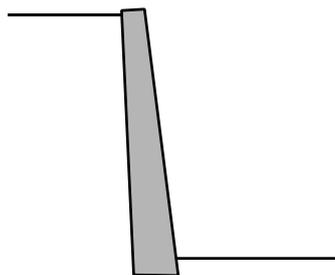


【望ましい例】

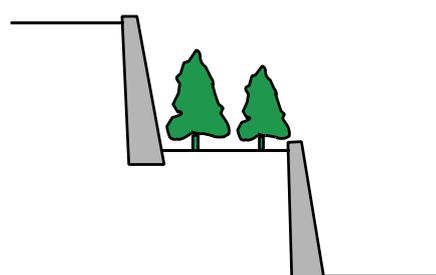


○切土や盛土が少なくなるよう、現状の地形を活かした造成計画としましょう。また、小川や池などの自然がある場合は、そのまま残すような造成計画にしましょう。

【避けるべき例】

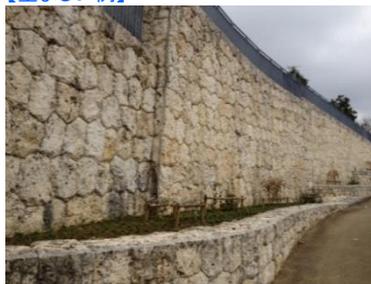


【望ましい例】



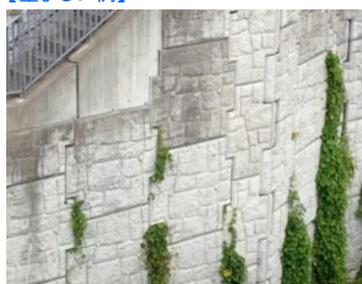
○長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁を分割し、圧迫感を軽減しましょう。

【望ましい例】



琉球石灰岩を使用した石積擁壁

【望ましい例】



プレキャストコンクリート擁壁の乱積み模様

○周辺の景観との調和を図るため、擁壁を琉球石灰岩等の自然石や化粧型枠を用いた擁壁としましょう。

のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。

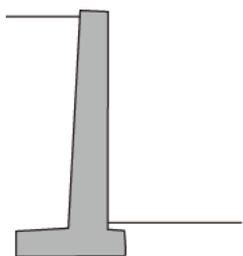
地区区分

すべて

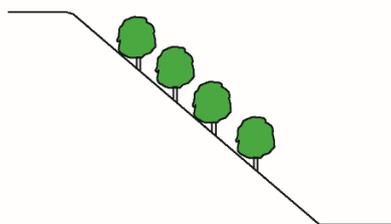
< 解説 >

ポイント①: のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化としましょう。

【避けるべき例】

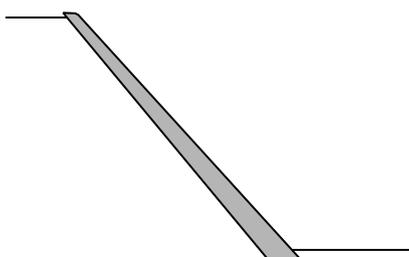


【望ましい例】

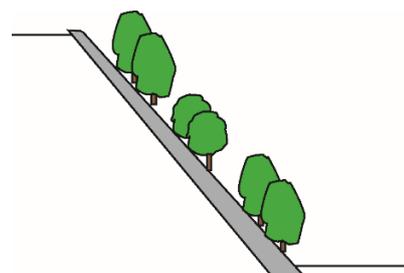


○コンクリートによる垂直擁壁を避け、緩やかな勾配としましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



【避けるべき例】



人工的なコンクリート面が圧迫感を与えています。

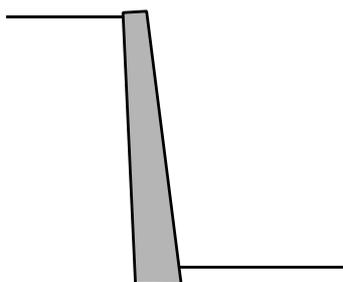
【望ましい例】



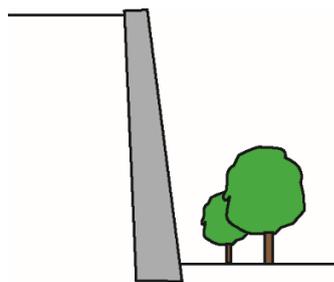
複数種の樹木等により、うるおいを与えています。

○のり面に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設けましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



樹木や壁面緑化により、圧迫感を軽減しています。

○のり面の緑化が難しい場合は、のり尻や擁壁際に植栽を設けましょう。

② 緑化

開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。

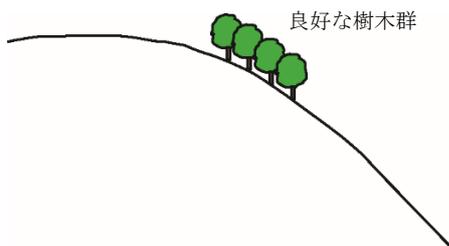
地区区分

すべて

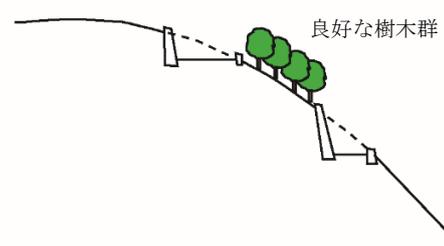
< 解説 >

ポイント①：行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存または移植によって修景に活かしましょう。

【避けるべき例】

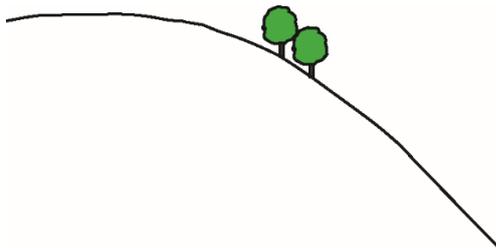


【望ましい例】

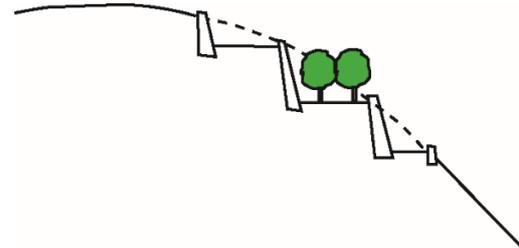


○樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるような造成計画としましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○樹木をそのまま保存できない場合は、行為地内で移植し、修景に活かしましょう。

ポイント②：国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域は、建築物及び工作物、開発行為等は原則できません。詳しくは自然公園法の行為の許可基準（自然公園法施行規則第11条）または環境省（慶良間自然保護官事務所）にお問い合わせ下さい。

当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化する。

地区区分

すべて

< 解説 >

⇒ それぞれの地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化します。

- ・建築物に関する緑化 p 61～67（敷地内の緑化、屋敷囲い（垣・柵）等） 参照
- ・工作物に関する緑化 p 77～78（緑化等） 参照

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

<ねらい・目的>

土地の開墾や土石の採取等による土地の形質の変更は景観に大きな影響を与えることから、できる限り土地の形質の変更を抑え、外部から目立たないような工夫等、土地の形質の変更に伴う採取・採掘方法と変更後の措置、地形・擁壁・のり面、緑化に関する基準を設けています。

① 採取・採掘方法と変更後の措置

採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。

地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：生態系や生活面等に配慮し、採取や採掘の範囲・面積は必要最小限にとどめましょう。

○採取や採掘の範囲・面積は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮し、採取または採掘後の跡地は自然植生と調和した緑化等により修景しましょう。

採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景する。

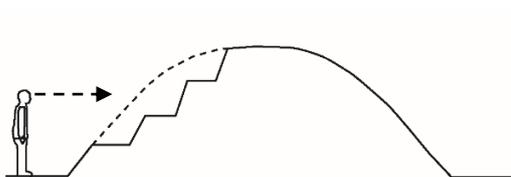
地区区分

すべて

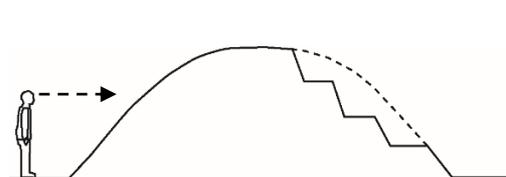
< 解説 >

ポイント①：道路、公園等の公共の場所から見通しにくい行為地を選定することや、行為が目立ちにくいように工夫しましょう。

【避けるべき例】

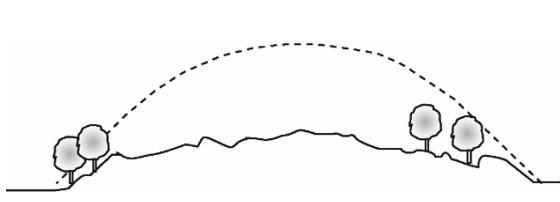


【望ましい例】

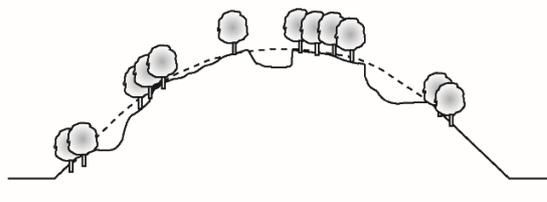


○道路等の公共の場所から見えない位置で、採取や採掘をしましょう。

【避けるべき例】



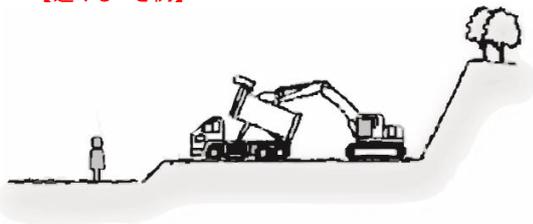
【望ましい例】



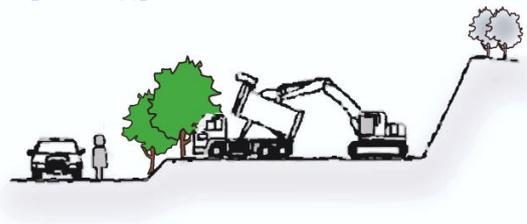
○採取や採掘を行う場所を分割し、地形の改変を小さくしましょう。

< 解説 >

【避けるべき例】



【望ましい例】



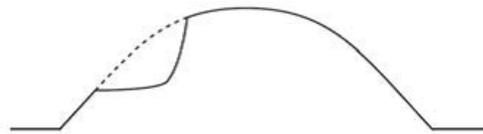
- 行為地の周囲に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えなくようにしましょう。
- また、行為地への出入口は、行為地内部が見通しにくい位置に設けましょう。

< 解説 >

ポイント②：採取又は採掘後の跡地は、行為後にできるだけ速やかに露出した地肌を緑化しましょう。緑化に際しては、行為前の植生にできるだけ近づけ、時間とともに成長する樹木の特性を考慮しましょう。

- 採取や採掘が全て終了してから緑化に着手するのではなく、採取や採掘が終了した部分から、順に緑化しましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



- 緑化を行いやすくするために、のり面が緩やかになるような採取や採掘の計画としましょう。
- 採取や採掘を行った跡地の緑化は、行為前の植生と同種のものとするなど、地域の景観特性や気候、風土に合った樹種を選定しましょう。

② 地形、擁壁・のり面

できる限り行為前の地形を活かしたものとする。

地区区分

すべて

擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。

地区区分

すべて

のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。

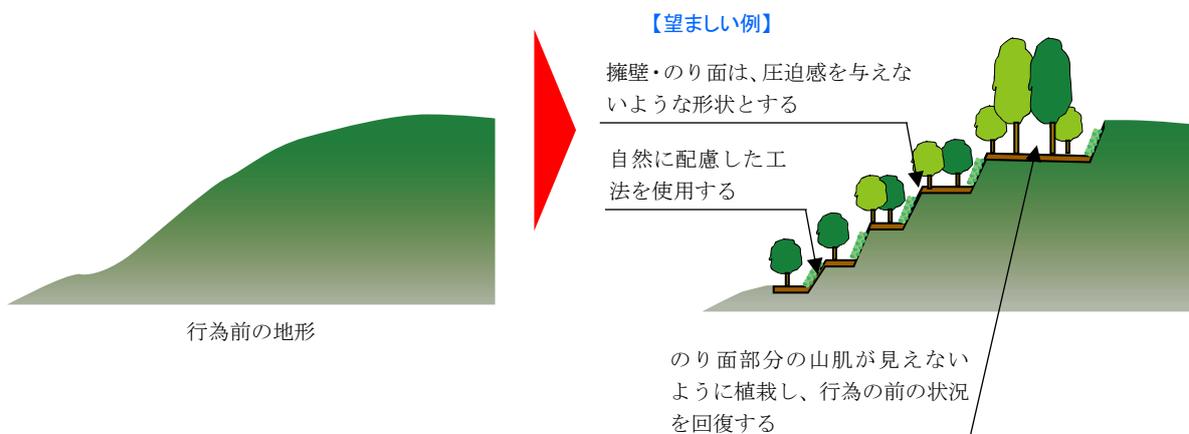
地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮しましょう。

ポイント②：のり面については緑化を行い、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材としましょう。



○周辺の自然景観に与える影響をできる限り少なくし、豊かで貴重な自然環境・景観を守りましょう。

環境省では、自然公園において生物多様性の保全に配慮し周辺の環境と調和した自然回復を目指す法面・斜面の緑化を推進するため「自然公園における法面緑化指針」を策定しています。

また、本指針の趣旨を説明するため、「自然公園における法面緑化指針解説編」もあわせて作成しています。

- ・自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月）
- ・自然公園における法面緑化指針解説編（平成 27 年 10 月）

③ 緑化

当該行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残す。

地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：国立公園の特別地域では動植物の採取・捕獲等が規制されています。ケラマツツジやカクチョウラン等の27種類の植物、タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメの動物が指定されています。

国立公園の特別地域では、自然公園法第20条第3項第11号において、高山植物その他の植物で環境大臣が指定するもの（「指定植物」という）を採取し、又は損傷する事が規制されています。

また、国立公園の特別地域において指定動物の捕獲等（捕獲・殺傷、卵の採取・損傷）が自然公園法により規制されています。特別保護地区では、全ての動物の捕獲等が自然公園法により禁止されています。

- ・指定されている指定植物の一覧（環境省）

https://www.env.go.jp/nature/np/plant_prot/index.html

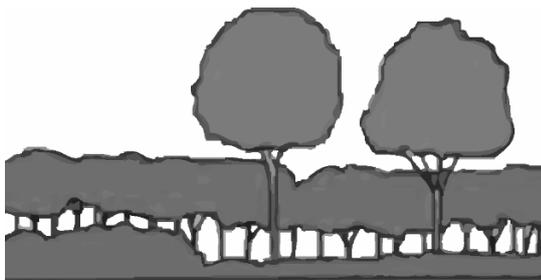
- ・特別地域内において捕獲等が規制されている指定動物（環境省）

https://www.env.go.jp/nature/np/animal_prot/index.html

ポイント②：開発行為を行う土地に貴重な植生や古木・名木がある場合には、できる限り保全し、それによりがたい場合でも移植などにより保全・活用します。

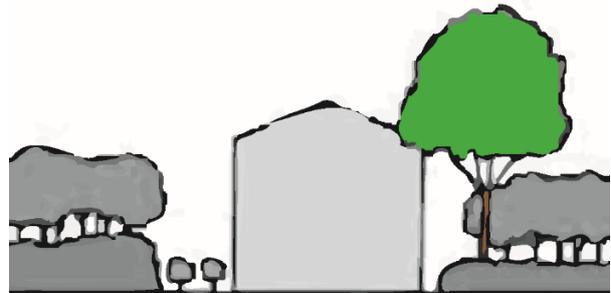
【現状】

良好な樹木



【将来】

良好な樹木



植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。

地区区分

すべて

< 解説 >

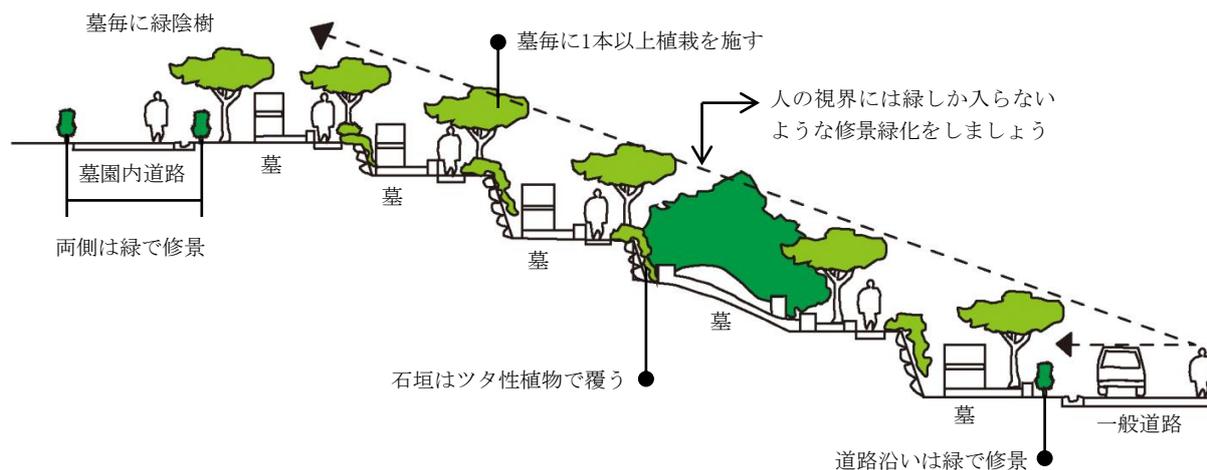
ポイント①：植栽の際は、周辺の植生を調査し、周辺景観に影響のない樹種（地域に従前から多く生育する樹種、在来種）を選定するよう特に配慮しましょう。

ポイント②：植物には形態的な分類として高木、中木、低木、草花などがあり、それぞれの植物に適した陽当り・温度・湿度・土壌などの環境条件があります。沖縄の自然環境に合った樹種を選定し、生育具合に応じた水やり・施肥、勢定を適切に行いましょう。

< 解説 >

ポイント①：墓地ごとに1本以上の中高木植栽を施し、低い生垣の設置やブロック塀緑化を行うことにより、すっきりとした緑豊かな環境をつくりましょう。

【望ましい例】



(5) 木竹の伐採

<ねらい・目的>

300㎡を超える木竹の伐採は景観に大きな影響を与えることから、できる限り木竹の伐採を抑えたり、外部から目立たないような工夫等、伐採方法と伐採後の措置に関する基準を設けています。

① 伐採方法と伐採後の措置

伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。

地区区分

すべて

伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいする。

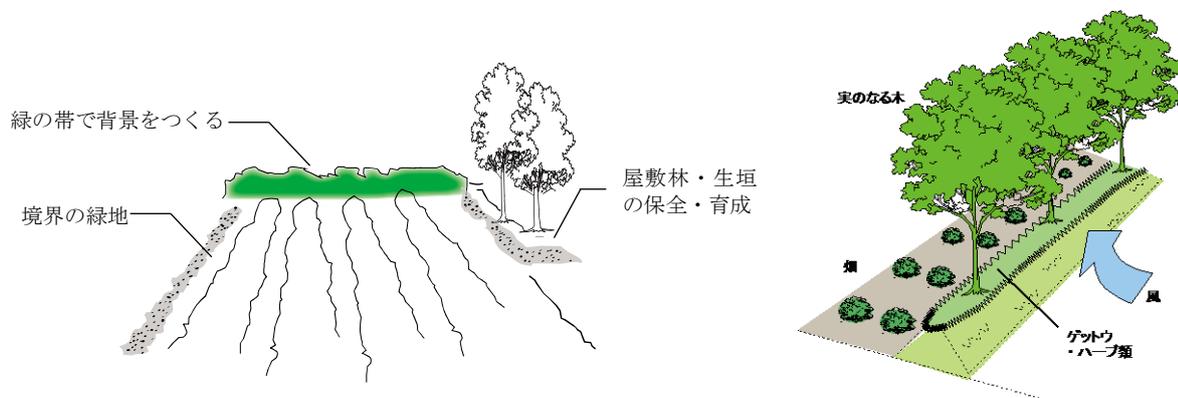
地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：自然環境や景観面等に配慮し、伐採の範囲・面積は必要最小限にとどめましょう。

ポイント②：海への赤土の流出防止等のためにも、伐採後は裸地面をつくらぬよう植林や被覆に努めましょう。また、伐採跡地はできる限り、道路等の公共の場所から見えないようにしましょう。

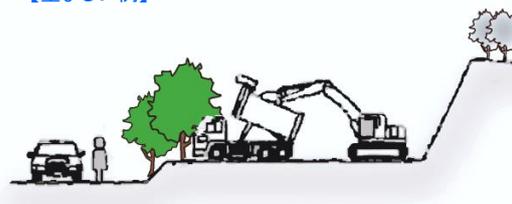


○畑地と排水路の境には、ゲットウ等の畔やグリーンベルトを設けて表土の流出を防ぎましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○木竹を伐採した周囲に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えないようにしましょう。

○また、木竹を伐採した出入口は、伐採跡地の内部が見通しにくい位置に設けましょう。

植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。

地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：植栽の際は、周辺の植生を調査し、周辺景観に影響のない樹種（地域に従前から多く生育する樹種、在来種）を選定するよう特に配慮しましょう。

ポイント②：植物には形態的な分類として高木、中木、低木、草花などがあり、それぞれの植物に適した陽当り・温度・湿度・土壌などの環境条件があります。沖縄の自然環境に合った樹種を選定し、生育具合に応じた水やり・施肥、勢定を適切に行いましょう。

（6）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

< ねらい・目的 >

道路や公園などの公共空間から見て、堆積物が露出していると、周囲に圧迫感や不安感などの印象を与え、景観を阻害することになるため、できる限り外部から目立たないような工夫等、物件の堆積の高さ・位置・遮へい堆積の方法に関する基準を設けています。

① 高さ・位置・遮へい

積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑える(3.0m以下)。

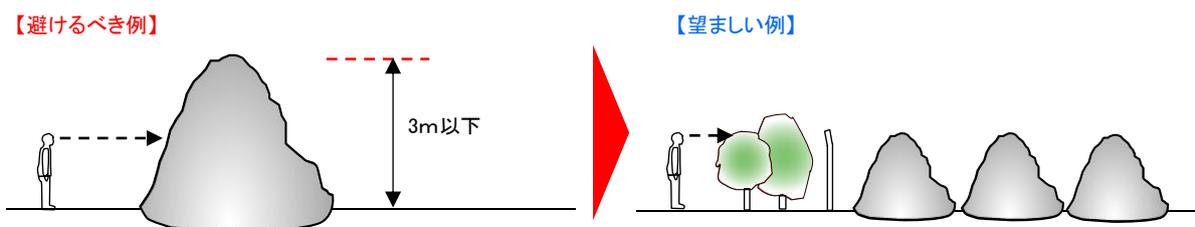
地区区分

すべて

< 解説 >

ポイント①：道路等の公共空間から見た際になるべく目立たないように、分けて積み上げる等の配慮をしましょう。

ポイント②：建築資材や再生資源を積み上げる際の高さは、できる限り周辺の建築物の高さより低く（3.0m以下）抑えましょう。



○道路等の公共空間から見た際になるべく目立たないように、分けて積み上げる、周囲から積み上げたものが容易に見通せないように、樹木や塀などで遮へいする等、景観を阻害しないように配慮しましょう。

② 堆積の方法

堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛ける。

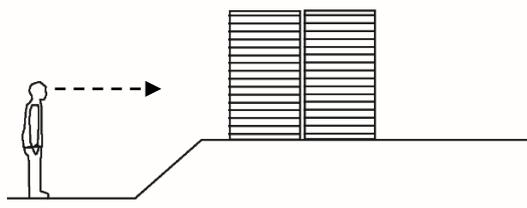
地区区分

すべて

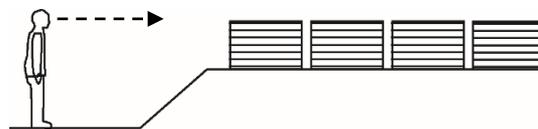
< 解説 >

ポイント①：集積や貯蔵する高さを抑えとともに、乱雑な景観とならないよう、整然とした集積や貯蔵としましょう。

【避けるべき例】

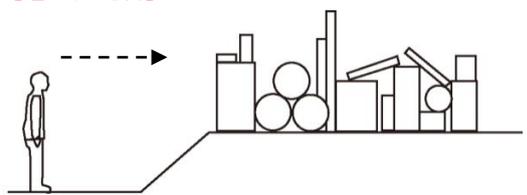


【望ましい例】

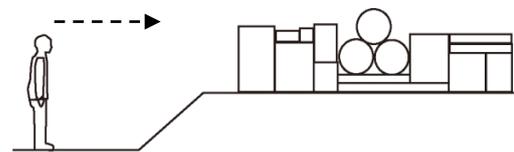


○積み上げる高さはできる限り抑えましょう。

【避けるべき例】



【望ましい例】



○資材置き場の物品は、整然と集積・貯蔵し、適切に管理をしましょう。

(7) 特定照明

<ねらい・目的>

誰もが光害に妨げられることなく自然のままの星空を見ることができるよう、日常生活や工事などの作業等に支障をきたさない範囲において、屋外の特定照明の照射のあり方等に関する基準を設けています。

① 照明の方法

最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮する。

地区区分

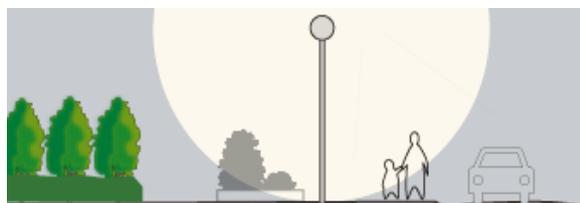
過度な明滅(めいめつ)を避ける。

地区区分

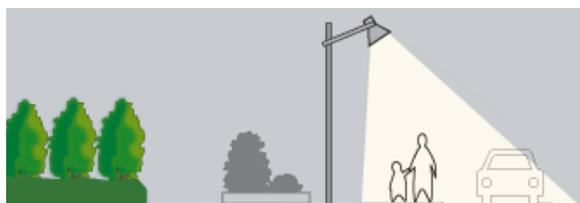
< 解説 >

ポイント①：光によって野生生物や植物に影響を及ぼすことがあります。生態系の保全の観点からも、上方を避けて必要な下方に光を放射する等、必要最小限の照明にしましょう。また、照明器具は、省エネルギー性に配慮し、効率の良い光源、安定器などの使用に努めましょう。

【避けるべき例】

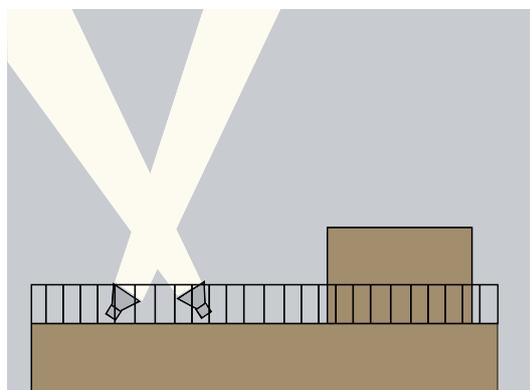


【望ましい例】



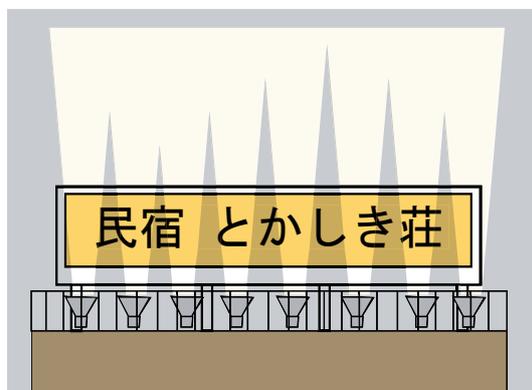
ポイント②：照明の使用光源は穏やかなものとし、空や道路などの公共空間には照射しない。また、対象物以外への照射は最低限にするなど周辺的环境に配慮しましょう。

【避けるべき例】



○特定照明以外の目的でサーチライト・レーザー等の投光器の使用を避けましょう。

【避けるべき例】



○照射範囲を効率良くし、上方へ漏れる光を抑え、光害の防止に努めましょう。

・光害対策ガイドライン（平成18年12月改訂版）

http://www.env.go.jp/air/life/hikari_g_h18/index.html